

# みらいプレミアム

## 開発育成支援事業・新たな特産品の募集のお知らせ

開発育成支援事業を募集します

募集します

市内の農林水産物を利用したみらいプレミアムなどの開発加工、販売や販路開拓などへの主体的な取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金交付希望者は、要綱を確認の上、申請書に必要書類を

添付し、9月30日(火)までに、産業経済課まで提出してください。

【補助対象者】

- ① 市内に住所を有する農工商業者または市内に事務所もしくは事業所を有する法人
- ② 前号に該当するものが主たる構成員となっている団体

【事業内容】

交付対象となる事業は、申請

■補助率と補助金額

事業名	補助対象経費	補助金の額
開発資材等整備事業	1 施設・機械・資材などの整備に要する経費	補助対象経費の2分の1以内 (上限 300,000 円)
	2 機械・装置などの購入またはリースに要する経費	
	3 その他必要と認められる経費	
開発推進活動事業	1 調査研究や技術習得に要する経費	補助対象経費の2分の1以内 (上限 200,000 円)
	2 外部専門家などからの指導助言に要する経費	
	3 農産物や調味料などの原料の購入に要する経費	
	4 委託加工に要する経費	
	5 包装デザインなどの開発に要する経費	
	6 農産物・加工品などの成分分析に要する経費	
	7 その他必要と認められる経費	
PR事業 ※現在みらいプレミアムに認証されている商品に限る	1 直売所などへの出品に要する経費	補助対象経費の2分の1以内 (上限 100,000 円)
	2 商品展示会などへの参加に要する経費	
	3 広告・宣伝に要する経費	
	4 その他必要と認められる経費	

後、審査を経てから翌年3月31日までの間に実施し、完了する事業

【補助率・補助金額】

予算の範囲内で、特産品1品につき、上の表の事業名欄に挙げる事業それぞれ1回限りとなります。また、同一年度に複数の特産品で交付を申請することはできません。

【申請】

申請書は市ホームページからダウンロードできます。要綱は市ホームページをご確認ください。

新たな特産品の募集を行います

豊かな自然、文化、歴史のもとに生産された優れた特産品22品目を、市認証特産品「みらいプレミアム」として、今年1月に認証しました。現在、市内外のイベントなどで、販売促進と知名度向上のため、PRを積極的に行っているところですが、そこで今回は、新たな特産品の募集を行います。認証を希望する商品は、募集内容を認の上、9月30日(火)ま

で、谷和原庁舎産業経済課へ申請書を提出してください。

【応募資格】

つくばみらい市内に住所または事業所を有していること

【応募規定】

- ① 農林水産物・つくばみらい市内で栽培 収穫または飼育されたものであること
- ② 加工品・主な原材料となる農林水産物は、つくばみらい市内で生産されたものであり、かつ、市内で製造されたものとする。ただし、市内で製造加工できない場合は、事前に市に理由書を提出すること

【応募点数】

1人(1事業所) 何点でも可能(1点につき応募用紙1枚)

【審査】

市特産品地域ブランド推進協議会および市ブランド認証審査部会において、審査基準に基づき審査する。

【その他】

- ① 収穫・販売時期が限定される商品は、販売可能な時期を記載して申請すること
- ② 応募商品の写真・情報などは広く公開する
- ③ 個人情報、当認証審査部会に関する目的以外には使用しない
- ④ 応募商品に関し、第三者から

の権利侵害の主張、損害賠償の請求がなされたとしても、市は一切の責任を負わないこととする。

【応募から認証までの流れ】

- ① 申請書を産業経済課へ提出 ※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
- ② 申請内容について産業経済課が調査をする
- ③ 認証審査部会による審査後、協議会に報告
- ④ 認証商品候補を協議会が市に推薦
- ⑤ 「みらいプレミアム」として市が認証
- ⑥ 認証商品を各種イベントにて販売・PRする

※認証の要項については、市ホームページで確認してください。



問 谷和原庁舎産業経済課 ☎ 58-2111

・開発育成支援事業について… 内線8154

・新たな特産品の募集について… 内線8152